

別表第1

業 種	年間平均県工事完成高	係 数
土 木 一 式 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 4 千 5 百万円未満	3
	4 千 5 百万円以上 8 千万円未満	4
	8 千万円以上	6
建 築 一 式 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 5 千 5 百万円未満	3
	5 千 5 百万円以上 1 億円未満	4
	1 億円以上	6
舗 装 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 2 千万円未満	3
	2 千万円以上 3 千万円未満	4
	3 千万円以上	6
電 気 工 事 管 工 事 及 び そ の 他 工 事	1 千万円未満	2
	1 千万円以上 1 千 5 百万円未満	3
	1 千 5 百万円以上 2 千万円未満	4
	2 千万円以上	6

別表第2

種別	点数(1人あたり)
1級技術者	5点
1級技士補	4点
基幹技能者	3点
2級技術者	2点

別表第3

評価項目	区分	加入団体	加算対象工種	点数
(一社)千葉県電業協会	電気	20点		
(一社)千葉県上下水道インフラ整備協会	管	20点		
(一社)千葉県造園緑化協会	造園	20点		
(一社)千葉県空調衛生工事業協会	管	20点		
(一社)千葉県塗装工業会	塗装	20点		
研修状況等	(一社)千葉県建設業協会	土木一式・建築一式	10点	
	(一社)千葉県電業協会	電気	10点	
	(一社)千葉県空調衛生工事業協会	管	10点	
	(一社)千葉県塗装工業会	塗装	10点	
	(一社)千葉県造園緑化協会	造園	10点	
	(一社)千葉県道路舗装協会	舗装	10点	
	(一社)千葉県鳶工業会	とび・土工	10点	
	(一社)千葉県上下水道インフラ整備協会	管	10点	
研修状況	建設業労働災害防止協会	全業種	10点	

別表第4

種別	点数
ISO14001	3点
エコアクション21	2点

別表第5

合併等時期	点数
3年以内	30点
4～5年以内	15点

別表第6

	評価項目	評価内容	点数
	種 別		
担い手 確保	新規卒業者の 雇用	基準日の前2年間に学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校又は専修学校を卒業した者を当該基準日までに常勤の従業員として採用し、かつ入札参加資格審査申請日現在において継続して雇用している場合	1人につき 5点
	子育てサポート	基準日までに次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。)第13条又は第15条の2の規定による厚生労働大臣(労働局長)の認定(「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「トライくるみん認定」)を受けている場合、又は当該基準日において同法第12条第4項の規定による一般事業主行動計画の届出義務がない者であって、当該基準日までに当該計画を届出している場合	5点
	女性活躍推進	基準日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。)第9条又は第12条の規定による厚生労働大臣(労働局長)の認定(「えるぼし認定」又は「プラチナえるぼし認定」)を受けている場合、又は当該基準日において同法第8条第7項の規定による一般事業主行動計画の届出義務がない者であって、当該基準日までに当該計画を届出している場合	5点
	若者の雇用管理	基準日までに青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定による厚生労働大臣(労働局長)の認定(「ユースエール認定」)を受けている場合	5点
	協力雇用主登録	基準日までに保護観察所に協力雇用主として登録されている場合	5点
	CCUS登録	基準日までに建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録されている場合	5点

別表第7

(一式工事)

等級	土 木 一 式	建 築 一 式
A	1130点以上	1110点以上
B	820点以上 1129点以下	900点以上 1109点以下
C	730点以上 819点以下	770点以上 899点以下
D	729点以下	769点以下

(専門工事)

等級	舗 装 工 事	電 気 工 事	管 工 事	その他工事
A	860点以上	920点以上	840点以上	840点以上
B	650点以上 859点以下	810点以上 919点以下	730点以上 839点以下	730点以上 839点以下
C	649点以下	809点以下	729点以下	729点以下

(参考)

- 平成15年8月1日から平成16年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成15年5月7日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成15年4月1日
- 平成16年8月1日から平成17年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成16年6月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成16年4月1日
- 平成16年11月1日から平成17年10月31日までの格付(経常JV)
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成16年10月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
- 平成17年8月1日から平成18年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成17年6月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成17年4月1日
- 平成17年11月1日から平成18年10月31日までの格付(経常JV)
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成17年10月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
- 平成18年8月1日から平成19年7月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
平成18年6月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成18年4月1日
- 平成18年11月1日から平成19年10月31日までの格付(経常JV)
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成18年10月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成19年8月1日から平成20年7月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成19年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定得る基準日(工事成績の算定基準日)

平成19年4月1日

○ 平成19年11月1日から平成20年10月31日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成19年10月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成20年8月1日から平成21年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成20年4月1日

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成20年4月1日

○ 平成20年11月1日から平成21年6月30日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

○ 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成21年2月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成20年4月1日

(3) 第5条(6)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成21年4月1日

(4) 第5条(7)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成21年2月1日

○ 平成21年7月1日から平成22年6月30日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成21年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成22年2月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成21年4月1日

(3) 第5条(6)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成22年4月1日

(4) 第5条(7)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成22年2月1日

○ 平成22年7月1日から平成23年6月30日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成22年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成23年2月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成22年4月1日

(3) 第5条(6)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成23年4月1日

(4) 第5条(7)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成23年2月1日

○ 平成23年7月1日から平成24年3月31日までの格付(経常JV)

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成23年6月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

○ 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成24年1月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成23年4月1日

(3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成24年4月1日

(4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成24年1月1日

○ 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成26年1月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成25年4月1日

(3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成26年4月1日

(4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成26年1月1日

○ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成28年1月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成27年4月1日

(3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成28年4月1日

(4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成28年1月1日

(5) 第5条(9)に定める基準日(新規卒業者の雇用の審査基準日)

平成27年9月1日

○ 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの格付

(1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)

平成30年1月1日

(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)

(2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)

平成29年4月1日

(3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)

平成30年4月1日

(4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)

平成30年1月1日

(5) 第5条(9)に定める基準日(新規卒業者の雇用の審査基準日)

平成29年9月1日

- 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
令和2年1月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
平成31年4月1日
 - (3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)
令和2年4月1日
 - (4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)
令和2年1月1日
 - (5) 第5条(9)に定める基準日(新規卒業者の雇用の審査基準日)
令和元年9月1日
- 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
令和4年1月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
令和3年4月1日
 - (3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)
令和4年4月1日
 - (4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)
令和4年1月1日
 - (5) 第5条(9)に定める基準日(担い手確保の雇用の審査基準日)
令和3年9月1日
- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの格付
 - (1) 第3条に定める基準日(申請書類の審査基準日)
令和6年1月1日
(ただし、入札参加随時受付分については当該受付を行った日の翌月1日)
 - (2) 第5条(1)アに定める基準日(工事成績の算定基準日)
令和5年4月1日
 - (3) 第5条(7)に定める基準日(優良工事表彰の審査基準日)
令和6年4月1日
 - (4) 第5条(8)に定める基準日(企業連携の審査基準日)
令和6年1月1日
 - (5) 第5条(9)に定める基準日(担い手確保の雇用の審査基準日)

令和5年9月1日